

規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の五」に改める。

第一条中「平成二十二年埼玉県規則第八十五号」の下に「。以下「電子決済投票規則」という。」を加える。

第四条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 電子決済投票規則第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止されている者

第十一条第一項第七号中「一年間」の下に「(次条第一項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項又は第十一条の五第一項の規定により電話投票を停止されている期間を除く。)」を加える。

第二章に次の四条を加える。

(本人の申出による電話投票の停止)

第十一条の二 自己の電話投票の停止の措置を希望する加入者が、知事が別に定めるところにより当該措置を申し出た場合には、知事は、当該加入者の電話投票を停止することができる。

2 前項の規定による申出を行った加入者が、知事が別に定めるところにより電話投票の停止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該加入者の電話投票の停止の措置を解除するものとする。

(家族の申出による電話投票の停止)

第十一条の三 車券の購入にのめり込むことにより本人及びその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態(以下「ギャンブル依存」という。)の加入者又はそのおそれがあると思われる加入者について、当該加入者の家族(当該加入者と同居する親族(成年に達した者に限る。))及び知事が特に認めたる者(をいう。)が、知事が別に定めるところにより当該加入者の電話投票の停止の措置を申し出た場合には、知事は、当該加入者の電話投票を停止することができる。

2 前項の規定により電話投票の停止の措置を受けた加入者が、知事が別に定めるところにより当該措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該加入者のギャンブル依存又はそのおそれが解消されたと認めるときは、当該加入者の電話投票の停止の措置を解除するものとする。

(他の措置を受けた加入者に対する措置)

第十一条の四 知事は、電子決済投票規則第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止した者が加入者である場合には、当該加入者の電話投票を停止することができる。

2 知事は、電子決済投票規則第六条の二第二項又は第六条の三第二項の規定により前項に規定する加入者の電子決済投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定による電話投票の停止の措置を解除するものとする。

第十一条の五 知事は、法第一条第五項に規定する競輪施行者（埼玉県を除く。）が本人又はその家族の申出に基づき電話投票を停止している者が加入者である場合には、当該加入者の電話投票を停止することができる。ただし、当該申出をした者が県が実施する自転車競走に係る電話投票の停止を希望している場合に限る。

2 知事は、競輪施行者が前項に規定する加入者の電話投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定による電話投票の停止の措置を解除するものとする。

第二条 埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十八年埼玉県規則第二十八号」の下に「。以下「実施規則」という。」加える。

第四条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により入場を禁止されている者

第十一条の四第一項中「知事は、」の下に「実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により競輪場等への入場を禁止した者及び」を加え、同条第二項中「知事は、」の下に「実施規則第六十条の二第二項若しくは第六十条の三第二項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「加入者の」の下に「競輪場等への入場禁止の措置又は」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年十月一日から施行する。